

令和５年度小・中学校消費生活出前講座事業 企画提案コンペ参加仕様書

1 事業の目的

県内の小学生・中学生を対象に、特にトラブルの多いインターネットやスマートフォン等の「デジタルコンテンツ」に関する消費者トラブルの危険性について、注意を促すことを目的とした出前講座を実施する。また、中学生に対しては、昨年４月１日に施行された改正民法の成年年齢引下げに関する注意喚起も行うこととする。

2 委託業務の内容

- (１) 委託業務名 令和５年度小・中学校消費生活出前講座事業
- (２) 委託期間 契約締結日から令和６年３月１５日までとする
- (３) 委託内容 別添業務仕様書のとおりに従う

3 契約上限額

4,392,300 円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者としします。

- (１) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (２) 三重県建設工事等資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (３) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。
- (４) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (５) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

5 不適格事項

次のいずれかに該当する時は、その者の提案は無効とする。

- (１) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (２) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (３) 参加に際して事実と反する申込みや提案等の不正行為があったとき。
- (４) 提出書類が提出期限を超えて提出されたとき。
- (５) その他、あらかじめ指示した事項に違反したとき及び提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

6 提出を求める企画提案資料及び提出部数

提案者は下記に定める企画提案資料等を提出期限までに提出すること。ただし、(５)、(６)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書（別添）を提出（FAX又はメール可）すること。

なお、提案の提出は、１事業者につき１件までとする。

(1) 企画提案コンペ参加資格確認申請書(第1号様式)【1部】

※企画提案コンペに関し、支店又は営業所等に権限が委任されている場合はその委任状(第2号様式)

(2) 事業者の活動状況、実績がわかる資料(法人の概要等)【正本1部及び副本7部】

(3) 企画提案書【正本1部及び副本7部】

A4判・文字サイズ10ポイント以上とし、以下の内容を記載すること。

ア 提案コンセプト

イ 業務の実施体制(緊急時のリスク管理体制、個人情報を取り扱う場合には個人情報保護管理体制を含む。)

ウ 講座実施内容

- ・ 講座概要(取り扱うトラブルテーマを記載すること。)
- ・ 講座の実施方法と形式の工夫
- ・ 講師・出演者の選定理由
- ・ 開催校の募集方法と選定方法(具体的に記載すること。)
- ・ 業務仕様書「4 委託業務に係る特記事項」に係る業務の提案(提案がある場合は記載すること。)

エ 全体スケジュール

オ 企画提案に関する有効な資料(過去5年間に類似業務を実施した実績がある場合は、当該業務の実施状況を一覧にし、その代表的なものについて資料を提出すること。)

カ その他提案に必要な事項

(4) 経費見積書(見積書、費用内訳書)【正本1部及び副本7部】

(5) 登記簿謄本又は登記事項証明書(法人の場合、商号、所在地、代表者、(資本金等)の事項が記載されている6月以内に発行したもの)の写し【1部】

7 企画提案資料の提出期限及び提出先

(1) 提出期限: 令和5年4月28日(金)16時(必着)

(2) 提出場所: 〒514-0004

三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター1班

(3) 提出方法: 上記提出場所に直接持参するか、郵便又は民間事業者による信書便にて提出すること。

8 企画提案コンペに関する質問書の受付及び回答

(1) 質問の期間

令和5年4月13日(木)から令和5年4月25日(火)17時まで(必着)

(2) 質問の方法

電子メール又はFAXで提出すること。

(3) 質問に対する回答

質問があり次第、随時、三重県ホームページに回答を掲載する。

なお、最終回答期日は令和5年4月26日(水)とする。

9 最優秀提案の選定方法

本仕様書に基づき提出された企画提案資料等を、別に設置する「令和5年度小・中学校消費

生活出前講座事業企画提案コンペ選定委員会」が、次に示す選定基準に基づき審査し、最優秀提案を選定する。

(1) 企画性

- ・ 一般的な講義形式から差別化を図った形式であるか。
- ・ 受講対象者に合わせた創意工夫がみられる企画内容であるか。
- ・ 中学生を対象としたものには、成年年齢引下げにかかる内容が盛り込まれているか。

(2) 目的適合性

- ・ 各対象に合わせて、業務仕様書 2 (4) に記載する啓発効果が期待できるか。

(3) 業務遂行能力

- ・ 業務の実施体制、開催校の募集・選定方法は適切か。
- ・ 不測の事態が生じた際のリスク管理体制が整っているか。

(4) 経済性

- ・ 必要となる経費が適切に見積もられているか。

(5) 計画性

- ・ 業務のスケジュールは適切か。
- ・ 県担当課や市町教育委員会等の関係機関との連絡体制は十分か。

10 プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。

(1) 日時

令和 5 年 5 月 11 日(木)

※プレゼンテーションの開始時間は提案者に対して個別に通知する。

(2) 場所

三重県津市栄町 1 丁目 954 番地 三重県栄町庁舎 3 階研修室

11 最優秀提案の選定結果

最優秀提案が決定した後に、すべての企画提案者に対して速やかに通知します。

12 委託契約の締結

最優秀提案者と実施内容の詳細について協議のうえ委託契約を締結する。また、契約の締結に当たって、最優秀提案者は下記の書類を速やかに提出すること。

- (1) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」(県税事務所が過去 6 月以内に発行したもの)の写し 【1 部】
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書」(所管税務署が過去 6 月以内に発行したもの)の写し 【1 部】

13 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりとします。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定

を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、三重県会計規則（以下「規則」という。）第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

（３） 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

（４） 契約は、三重県環境生活部くらし・交通安全課において行います。

14 監督及び検査

契約条項の定めるところによります。

15 契約代金の支払方法、支払場所及び支払時期

契約条項の定めるところによります。

16 企画提案及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

17 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 3 条又は第 4 条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

18 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（１） 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

（２） 契約締結権者は、受注者が（１）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第 7 条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

19 その他

（１） 契約にあたり、原則として業務の再委託は認めません。ただし、三重県の承諾を得たうえで業務の一部を再委託する場合はこの限りではありません。

- (2) 企画提案に要する費用は提案者の負担とします。
- (3) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとします。
- (4) 提出のあった企画提案資料は返還しません。

20 担当課・連絡先

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目954番地 三重県栄町庁舎3階
三重県環境生活部くらし・交通安全課消費生活センター班
TEL : 059-224-2400 FAX : 059-224-3372
E-mail : shouhi@pref.mie.lg.jp